

共生・公正・創造



東日本タイムズ号外

<http://www1.biz.biglobe.ne.jp/~JRTU-HWU/>

ジェイアール東日本労働組合
 〒108-0014 東京都港区芝5丁目33番36号
 TEL(NTT)03-3453-2107 (JR)057-2290
 発行者/今井 伸 編集者/平 憲治

【シリーズ14】

JR東日本革マル問題の真相は日増しに明らかになってきた。(JR東日本労政『二十年目の検証』61ページより抜粋)

こうして見てくると、松崎氏とJR総連・東労組執行部は、「事件はデッチアゲ」「7人逮捕は権力の意に添わないわが国唯一の正義の労組・JR総連・東労組潰しを狙った世紀の大弾圧」「裁判敗訴(となった場合)は、真実を認めない反動司法の意志貫徹の現れ」「冤罪・浦和電車区事件への理解と支援を!!」という筋書きで、「京力氏ら事件」と同様のロンگران裁判闘争にJR総連・東労組を引きずり込もうと企図しているように思える。

しかし、時代は急速に変化している。警察庁及び警視庁公安部等の捜査努力、JR連合による「JR東日本民主化闘争」の着実な進展などによって、JR東日本革マル問題の真相は日増しに明らかになってきた。今や、JR東日本社内においても革マル問題の存在を「本心から」否定する経営幹部、主要現場長・管理者など一人もいないと断言できる。したがって、JR総連・東労組革マル派執行部の使い汚れた「権力の謀略」論に基づく“企図”は、いずれ必ず挫折、失敗に終わるだろう、というのが筆者の見通しである。

また、「Y氏の事件告発」は、松崎氏とJR革マル派の致命傷に結びつくことになるだろうとも思っている。「11.1」(=東労組手帳の「大弾圧を忘れない日」)への予知能力が僅かでもあったならば、松崎氏が、いわゆる「東京問題」とそれに続く「嶋田氏ら本部役員8名辞任問題」というJR革マル派内部確執を発生させてしまうことは絶対になかったに違いない。しかし、「覆水盆に返らず」で、松崎氏は、JR連合誕生にまで立ち至ってしまった「スト権確立とスト指令権の委譲提起」問題(平成2年)以来最大のミスを行ってしまったと思う。が、同時に、Y氏の勇気ある告発に至るまで、JR東日本職場で多発していた浦和電車区事件と同種の事件に関して何故一件も告発が無かったのか。何故事件が表面化しなかったのか。この間、JR東日本職場を覆っていた特殊な空気、雰囲気の説明にも注意と努力が払われるべきだと問題指摘しておきたい。

破廉恥行為で逮捕されJR東日本会社を退職した者まで含め被告全員へのいささか手厚過ぎる経済的支援には相応の理由があるようだ。「翻った複数名者の供述調書」の噂とも決して無縁ではないというのが検察・警察情報に詳しい取材記者の話である。とすると「344日間に亘る7名全員の『完全黙秘』の闘い」は、JR総連・東労組の“強さ”の現れではなく、むしろ、無理にでも「結束を誇示しなければならない“弱さ”」を示したものと考えられる。この視点に立って検証すれば、異常な裁判傍聴券取得活動を始めとするJR総連・東労組の取り組み姿勢、諸行動の真の狙いが容易に理解できると思う。

< JR東日本労政『二十年目の検証』60ページから61ページより抜粋 >

民主化の声・声・声・・・

2005.10.27

その14

「緑の風号外」まで出して、長野地本との確執を解説！

「団結」よりも「違い」を強調、この組合は終わっている！

東労組の機関紙「緑の風号外（9月28日付）」によると、長野地本委員長を執行権停止にした指令第11号発出までの経過を、なんと2003年にまでさかのぼって書いている。

- 2003.04.15 長野地本開催の反弹圧集会に出席した浦和電車区分会代表者にヤジがとんだ
- 2003.09月 本部は調査委員会を設置し、9月中執で、事態の推移を見守ることにした
- 2003.10月 7名が344日間の勾留から釈放され、美世志会をつくり全国を飛び回った
- 2005.02月 本部中央委員会で大宮地本の委員から、「4・15問題については一切を飲み込む」という発言があり、長野地本と話し合いを持ったが結論は出なかった
- 2005.7.9~10 長野地本大会で、「4・15集会調査報告が出てから美世志会を呼ぶこと」を確認
- 2005.7.20 全地本書記長・組織部長会議で石川委員長が、「長野地本大会方針は無効」発言
- 2005.7.28 第2回中執で、「長野地本委員長の専従は面談の上で判断」との指令第7号を発出
- 2005.8.24 第3回中執で、「長野地本大会の方針は無効」との指令第8号を発出
- 2005.9.12 峰田委員長が本部と面談、「長野方針は本部方針に反していない。しかし指令だから臨時大会は開催する」という見解を表明
- 2005.9.20 第4回中執で、「委員長の執行権停止等（その8で既報）」の指令第11号を発出

これに対し長野地本は既報の通り、『長野地本の専従を認めないことは、長野の組合員を認めないということだ』『こんな労働組合でいいのか！力でねじ伏せる本部に断固抗議する。私たち組合員が選んだ委員長を制裁にすることは認められない』と本部批判を強めている。

長野地本青年部情報誌「Aggressive 11」によると、長野地本は9月30日に秋の大集会を開催したが、本部の柳組織部長より「本部を参加させろ」と要請の電話があったが、長野地本は本部役員を呼ばなかったようである。その理由として、『説明責任も果たせない本部は（秋の大集会に）来なくて結構！本部の今なすべきことは指令第11号の撤回だ！！』と強い語調で本部批判をしている。本部と長野地本との溝は深まる一方である。

「緑の風号外」では、『ここが違う！本部方針と長野地本方針』と一方的な指令を矢継ぎ早に出して総団結を訴えているが、団結よりも違いを強調する東労組はすでに組織破壊している。

民主化の声・声・声・・・（続く）